

## 労働者福祉に関する要請に対する回答書

要 求 ・ 提 言 事 項	回 答
<p>1. 労働者福祉の向上・前進に向け、秋田県労福協及び構成団体である労福事業団体（東北労働金庫秋田県本部、全労済秋田県本部、秋田県勤労者住宅生活協同組合、財団法人秋田県労働会館）への引き続きのご支援・ご協力をお願いするとともに、県民に対して事業内容や制度の宣伝・周知を要請します。</p> <p>2. 中小企業勤労者福祉サービスセンターへの国庫補助が今年度で廃止となる予定です。県内では、秋田市のみで運営されてきましたが、補助廃止を機に業務の縮小、サービス低下が懸念されます。今こそ、県がイニシアチブをとり、県内各地への拠点設置を展望し、地域の福祉団体、NPO等の連携による生活相談、子育て・介護支援、生涯生活設計支援など、勤労者の多様なニーズに応えるサービスを提供すること。</p> <p>3. 秋田県内のメーデーに対する協賛金について、「60万円」に引き上げていただくよう要請します。</p>	<p>1. 貴協議会におかれましては、労働者福祉の向上・前進に向けた取り組みに対し、重要な役割を果たしているものと認識しております。 引き続き、貴協議会が実施している広く県民を対象とした公益性を伴う事業については、周知等の必要な支援を行ってまいりますので、貴協議会におかれましても積極的な事業推進についてよろしく願います。</p> <p>2. 県内には秋田市に「秋田市勤労者福祉サービスセンター（ワークパル）」が設置され、財団法人秋田市勤労者福祉振興協会が運営しております。 サービスセンターの増設等については、実施主体である市町村の判断と考えております。さらに、ご指摘のある生活・子育て・介護等への支援の充実については、少子化・介護などの福祉政策や消費者政策等において制度の充実が図られております。 今後とも、関係機関と連携しながら、労働者や離職者など、多様なニーズに応えられるよう制度の充実に努めてまいります。</p> <p>3. 県の平成23年度当初予算編成方針においては、厳しい県財政を踏まえ、すべての事業を必要性、緊急性、効率性等の観点から見直すこととしておりますので、メーデー補助金についても一定の見直しがあり得ることをご理解下さい。</p>

## 労働者福祉に関する要請に対する回答書

要 求 ・ 提 言 事 項	回 答
<p>4.</p> <p>県内各地から多くの参加を得て成功裏に開催された秋田労福協「チャリティーゴルフ大会」は、参加者や協賛団体から寄せられたご厚意を、災害遺児愛護会をはじめとする県内の福祉団体に寄贈し、開催の目的を果たすことができました。来年度以降についてもこの趣旨をご理解いただき、協賛広告や役職員の多数の参加を要請します。</p>	<p>4.</p> <p>貴協議会がこれまで「チャリティーゴルフ大会」など社会貢献活動を継続実施していることに対し深く敬意を表しますとともに、今後とも、事業が充実されることを期待しております。</p> <p>なお、職員の参加については、自主参加を原則としておりますことをご理解下さい。</p>
<p>5.</p> <p>「多重債務問題改善プログラム」に基づき、県の多重債務者対策協議会を中心に、実効性のある以下の施策の着実な実行を要請する。</p> <p>1)</p> <p>市町村自治体における相談窓口の整備・強化など体制の充実、連携強化等に対する支援体制の整備。</p>	<p>5.</p> <p>1)</p> <p>県では、平成19年度に「秋田県多重債務者対策協議会」を設置し、市町村や県弁護士会・司法書士会、民間団体など、官民あげて、多重債務者の掘り起こしや無料相談会の開催、専門相談窓口への誘導等を行っております。</p> <p>また、「消費生活相談体制強化事業」において、「消費者行政活性化計画」（平成21年6月策定）に基づいた市町村からの要請により、消費生活相談員の配置や資質の向上、相談窓口の周知など、体制強化の取組を支援しております。</p> <p>さらに、県は、複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、平成23年4月に大館市と横手市に生活センターのサブセンターを設置し、市町村窓口が受けた困難事案に対する迅速なサポートや市町村の消費生活相談担当者を対象に実践的な研修を行うなど、市町村の相談窓口の充実強化を支援していくこととしております。</p>

## 労働者福祉に関する要請に対する回答書

要 求 ・ 提 言 事 項	回 答
<p>5. 2)</p> <p>民間非営利（労金・生協・NPO等）による低利融資の拡充のための自治体提携融資制度の充実、貸し手側のリスク軽減に対する積極支援。</p> <p>3)</p> <p>多重債務問題における自殺防止対策としての啓発行動（借金は必ず解決できる）、相談窓口への迅速な誘導対策の積極的取り組み。</p>	<p>5. 2)</p> <p>多重債務者の生活再建においては、低利の融資や専門的な相談は有効な手段と認識しております。県としては、貸付要件が緩和され、上限額が拡充されるなど、従来よりも利用しやすくなった生活福祉資金貸付など既存制度の周知に一層努めてまいります。</p> <p>なお、生活福祉資金は、国の要綱や要領に基づき貸付けを行うこととなっており、貸付審査は、市町村社会福祉協議会等の意見を参考に、県職員、県社協の役員・職員、市町村社協の職員、民生委員、県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会委員、弁護士、不動産鑑定士、日本政策金融公庫職員等による貸付審査等運営委員会において審査しております。</p> <p>3)</p> <p>多重債務問題は、自殺に至る社会的要因の一つと推定されることから、「秋田県多重債務者対策協議会」に自殺対策担当の職員が参加するなど、官民関係機関の連携による対策について協議・検討を実施してきております。</p> <p>平成19年度には、多重債務相談ほか県内の各分野の専門相談機関のネットワークである「ふきのとうホットライン」の窓口一覧パンフレットを全戸配布するなど、各窓口の連携により相談窓口への迅速な誘導と自殺予防につなげるための情報提供・啓発活動を行いました。</p> <p>平成20年度には、県の自殺対策や多重債務対策の各担当部局間の連携により、「自殺予防週間」（9月）に「借金で死ぬ必要なんかない！」をテーマとする多重債務対策シンポジウムや、弁護士等による法律相談に合わせて保健師による心の健康相談も行う多重債務無料相談会を実施しました。</p> <p>平成21年度は、民間団体に委託して多重債務者相談・経営相談の合同巡回相談会を開催し、併せて保健師による心の健康相談も実施しております。また、自殺対策緊急合同研修会を開催し、相談機関等の情報共有や連携の必要性を認識いただきました。</p> <p>平成22年度は、秋田市内を拠点に多重債務相談に取り組んでいる秋田なまはげの会に委託し、県内2地区（能代保健所、横手保健所）において相談会を開催したほか、全戸配布の県政広報紙9月号で多重債務相談等の窓口を広報したところです。今後も、多重債務による自殺を防ぐために、関係機関との連携による対策に努めてまいります。</p>

## 労働者福祉に関する要請に対する回答書

要 求 ・ 提 言 事 項	回 答
<p>6.</p> <p>1)</p> <p>生活保護の申請権を侵害する違法な運用（いわゆる水際作戦）の是正とケースワーカーの増員。</p> <p>2)</p> <p>捕捉率（生活保護基準以下の生活者のうちの保護受給者の割合）調査の実施と結果の公表。捕捉率を高めるための施策実施と県民への制度周知。</p> <p>7.</p> <p>秋田労福協が、弁護士会、司法書士会、NPO等との連携のもと、「暮らしなんでも相談」として昨年12月に開設した「ライフサポートセミナーあきた」は、1年が経過しようとしています。この間、急激な雇用情勢の悪化もあって、センターには多くの相談が寄せられました。今後も、勤労者の暮らしに関する不安を解消し、地域福祉の向上を目指した活動を展開していきますが、県としても下記についてこの趣旨をご理解の上、ご指導、ご協力をいただくよう要請します。</p> <p>1)</p> <p>多重債務問題に関しては、当センターでも労金を窓口に対応していくが、県としても各地域での消費生活相談員の増員、並びに十分な権限付与と待遇の改善が図られるよう要請する。</p>	<p>6.</p> <p>1)</p> <p>県内各福祉事務所においては、生活保護の相談があった場合は、「保護のしおり」等により生活保護制度の説明を行うとともに申請意思を確認し、申請の意思がある場合は申請手続きについて助言しておりますが、申請権の侵害が疑われることがないように今後とも各福祉事務所を指導してまいります。</p> <p>また、ケースワーカーが不足している福祉事務所については、増員を図るよう指導しております。</p> <p>2)</p> <p>生活保護制度は、国民の「最後のセーフティネット」として国が責任を持って制度設計を行うものであり、捕捉率の調査等は国が実施すべきものと考えております。</p> <p>また、制度の周知については、生活保護制度の概要を記載した「保護のしおり」や申請書を各福祉事務所や町村役場の窓口に着用するとともに県のホームページに掲載しております。</p> <p>7.</p> <p>1)</p> <p>消費生活相談窓口の強化にあたっては、相談員の資質の向上と同時に、相談員の増員や待遇の改善が大きな課題であると考えております。</p> <p>このため、県は、秋田地域を除く7地域振興局に消費生活相談員を各1人配置しているほか、平成21年度からは、生活センターの消費生活相談員を2人増員しております（5人→7人）。</p> <p>また、市町村の相談員については、平成20年度末7市10人であったものが、平成23年度には10市19人となる見込みです。今後とも、市町村に対し、相談員の増員や新規配置について強く働きかけてまいります。</p> <p>県の消費生活相談員の待遇については、平成22年度から報酬額をアップしたほか、専門資格の取得などに併せて改善を行っておりますが、相談業務の責務や重要性を踏まえ、相談員が自信と誇りを持って業務に当たることができるよう、なお一層努めてまいります。</p>

## 労働者福祉に関する要請に対する回答書

要 求 ・ 提 言 事 項	回 答
<p>7.</p> <p>2)</p> <p>地域住民への広報活動については当センターでも努めています。引き続き「ふきのとうホットライン」等への掲載も含め、啓発・宣伝への協力を要請します。</p> <p>3)</p> <p>センターへの相談内容は多岐に渡っていますが、職を失ったまま新たな仕事に就けない方の相談が数多くありました。その多くは、医療費の問題、年金の問題、住居の問題等複数の問題を抱えたままです。離職者への就労・自立支援に向けて、県として様々な角度から施策の展開・実行を要請します。</p>	<p>7.</p> <p>2)</p> <p>2010年度版「ふきのとうホットライン」に、「ライフサポートセンターあきた」を掲載し、併せて、美の国あきたネットへ掲載いたしました。</p> <p>今後も継続してまいりますので、貴協議会からのご協力もお願いします。</p> <p>3)</p> <p>厳しい雇用情勢のなか、県では、生活・住宅などの相談を行う「求職者生活就労相談コーナー」を設置したほか、秋田労働局等と連携し、各地域振興局単位で、あらゆる相談をワンストップで対応できる「求職者生活・就労支援合同相談会」を実施するなど、離職者向けの相談体制の充実を図っております。</p> <p>また、雇用創出としては、雇用対策基金の活用をはじめとした緊急経済雇用対策を切れ目なく講じており、職業訓練においても、民間教育訓練機関を活用し訓練機会の拡大を図るとともに、雇用保険の受給資格のない方が職業訓練を受ける場合に受講奨励金を支給するなどの支援を実施しております。</p> <p>現在、国の雇用対策基金の活用促進のための施策やセーフティネットの強化など、ニーズを捉えた対策を検討しており、今後とも、あらゆる施策において離職者支援の充実に努めてまいります。</p>
<p>8.</p> <p>秋田県勤労者住宅生活協同組合は、来春の事業清算を検討しております。そこで、団地開発に伴う法面等について行政で管理の引継ぎの検討を要請します。</p> <p>なお、一定の年数については管理費を納付する用意もあります。</p>	<p>8.</p> <p>団地開発に伴う法面等の管理内容などについては不明なため、要請内容を具体的にお知らせくださるようお願いします。</p> <p>なお、県が行っている急傾斜地崩壊対策事業は、がけ高5m以上かつ傾斜度30度以上の箇所のうち保全対象人家が5戸以上の箇所、又は5戸未満でも官公署や学校、病院、道路等公共施設が被災を受ける恐れがある箇所での自然斜面を対象としています（事業実施には急傾斜地崩壊危険箇所としての指定が前提となります）。</p> <p>また、法面（民地）を県が直接管理することはしておりません。</p>